

気象警報等に伴う臨時閉館及び開館再開の取扱いについて

令和2年4月1日

桂図書館長裁定制定

特別警報、暴風警報が発令された場合又は公共交通機関運行休止の事態が生じた場合、学生の安全を確保するために桂図書館の臨時閉館及び開館再開については下記のとおり取り扱う。

第1 臨時閉館について

以下(1)～(5)のいずれかに該当する場合は臨時閉館とする。

- (1) 午前6時30分時点で京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令されている場合
- (2) 桂地区の京都市営バス、ヤサカバス、京阪京都交通バスが全面的に運休した場合
- (3) JR西日本(京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線)、阪急電鉄(京都河原町駅～大阪梅田駅間)、京阪電鉄(出町柳駅～淀屋橋駅又は中之島駅間)、近畿日本鉄道(京都駅～大和西大寺駅間)及び京都市営地下鉄のうち、いずれか3以上の交通機関が全面的または部分的に運休した場合
- (4) 開館後、上記(1)の地域に特別警報、暴風警報が発令され、警報解除が午後5時もしくはそれ以降と見込まれる場合
- (5) 館長、桂キャンパス担当副理事又は図書館担当理事の判断による場合

第2 臨時閉館後の開館再開について

臨時閉館後の開館再開は、以下のとおりとする。

- (1) 特別警報、暴風警報の解除又は交通機関の運行再開の1時間30分後に開館する。
ただし、職員が出勤できていない場合は、職員が図書館に到着し開館準備ができしだい開館する。
- (2) 開館時間が午後5時を過ぎる場合は開館しない。

参考：

- ・「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/canceled/documents/guidelines.pdf>

- ・【附属図書館】台風接近時の開館の判断方針について

<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/bulletin/1383005>